

令和7年

8月号

濱田会計事務所通信

令和7年8月1日発行 Vol.96

今年も毎日暑い日が続いています。

日本の夏の平均気温は、100年で1.5℃上昇するペースで推移しており、特に都心部ではヒートアイランドの影響等により上昇度が大きく、東京は同じ期間で約3℃上昇しているそうです。

今の気温でも大変なのに、今後まだまだ気温が上昇する見込みだと聞くと、考えるだけでも恐ろしいですね。

気温の変化に合わせて生活スタイルや、クールビズなど仕事の服装も変化してきましたが、今後も更に暑さ対策のための工夫が求められそうです。

熱中症などに気を付けて体調を崩されませぬようご自愛下さい。



2025.7.20 赤穂ハイツにて

短時間労働者の社会保険の加入条件が変わります

令和6年10月以降、厚生年金の被保険者数が51人以上（直近12ヶ月のうち6ヶ月以上）であれば、企業は「特定適用事業所」となり、短時間労働者も社会保険加入条件の対象になります。

短時間労働者の社会保険の加入条件は以下の通りです。

- ・ **週の所定労働時間が20時間以上**

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、それ以降も続く見込みのときは、3ヶ月目から加入対象となります。

- ・ **賃金（月額）が8.8万円（年収106万円）以上**

残業代・賞与・通勤手当・臨時的な賃金等は含みません。

- ・ **雇用期間が2ヶ月超の見込み**

- ・ **学生でない（定時制等を除く）**

なお、従業員数「50人以下」の企業等においても、従業員と企業等が合意することで、51人以上の企業等と同じ加入要件にすることができます。

上記の「賃金（月額）が8.8万円（年収106万円）以上」の条件は、令和8年10月をめどに撤廃され、企業規模要件（51人以上）は下記の通り段階的に撤廃される予定です。

令和9年10月：36～50人の企業

令和11年10月：21～35人の企業

令和14年10月：11～20人の企業

令和17年10月：10人未満の企業も対象へ

その結果、最終的には企業規模を問わず、週20時間以上働く非学生の短時間労働者は全て加入対象になる見込みです。

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、従業員数50人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者には保険料負担を軽減する措置が実施されます。



在職老齢年金とは

在職老齢年金とは、働きながら一定以上の賃金を得ている 60 歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、老齢厚生年金の一部又は全部の支給を停止する仕組みです。
支給を停止される金額は下記の計算式の通りです。

$(\text{基本年金月額} \times 1 + \text{総報酬月額相当額} \times 2 - \text{調整額} \times 3) \div 2$

※1 基本年金月額：老齢厚生年金（年額）を 12 で割った金額（加給年金や繰下加算は除く）

※2 総報酬月額相当額：標準報酬月額 + 直近 1 年分の標準賞与額 ÷ 12

※3 調整額：令和 6 年度 50 万円

令和 7 年度 51 万円

なお、年金を繰り下げ受給する場合、繰り下げにより増額される金額の計算は減額対象となっていない年金部分に限られます。つまり、「在職老齢年金」でカットされた分は繰り下げ増額の対象外となります。

健康寿命の延伸や高齢者の労働意欲の高まり、人材不足への対応、企業側のニーズなどを背景に 65 歳以上の労働者が増加しています。

一方で、在職老齢年金制度により年金額が減額されることを懸念して、就労時間や収入を抑える動きも見られます。こうした状況を踏まえ、在職老齢年金の支給停止基準額は、令和 8 年度から月額 62 万円に引き上げられる予定です。

在職老齢年金は 60 歳以上の厚生年金加入者が対象です。70 歳以上は原則として厚生年金には加入しませんが、年金支給調整の対象になる可能性はあります。

社会保険の対象とならない給料や事業収入、不動産収入、配当金収入などはどれだけあっても年金支給調整の対象とはなりません。

また、支給調整の対象となる年金は老齢厚生年金ですので、国民年金や iDeCo や民間の個人年金などは減額の対象とはなりません。



* お客様紹介 *

affino / affino Noble 様

神戸市北区でホットペッパービューティーの平均評価★4.7 が付く美容室『affino』平均評価★4.88 が付くまつ毛サロン『affino Noble』の 2 店舗を経営されています。

「いつもと違う自分を発見したい」「なんかいつも決まらない」という方に「なんかいい感じ!!」そう言わせてみせます!!どんな方でもその方の「絶対似合う!」を一緒に考えて一生懸命スタイルを提案させていただきます!との事。

オーナーが格好良く、各店舗のスタッフも丁寧なカウンセリングをして下さる人気のお店です。

是非下記をご覧ください。



【美容室】affino

<https://beauty.hotpepper.jp/slnH000277425/>

【まつ毛サロン】affino Noble



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

